

「平成 28 年度土地に関する動向」及び 「平成 29 年度土地に関する基本的施策」（土地白書）について

平成 29 年 5 月 26 日
政 策 統 括 官
(税制、国土・土地、国会等移転)

平成 29 年版の土地白書は、物流施設や宿泊施設等の成長分野による土地利用状況や、空き地等の現状と課題等をトピックとして取り上げております。

土地白書は、土地基本法に基づき、土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策並びに土地に関して講じようとする基本的な施策について、毎年国会に報告しているものです。

本日、平成 29 年版の土地白書が閣議決定されました。概要は以下のとおりです。

【概要】

本白書は、「平成 28 年度土地に関する動向」と「平成 29 年度土地に関する基本的施策」の 2 つに分かれております。

「平成 28 年度土地に関する動向」では、地価が上昇基調で推移していることや、首都圏における中古マンション成約数の増加・オフィス市場が堅調であること等について報告しております。加えて、物流施設や宿泊施設等の成長分野による新たな土地需要を踏まえた土地利用状況を取り上げるとともに、近年増加している空き地等の現状と課題について、自治体や空き地所有者へのアンケート結果、全国で取られている活用方策の事例等を踏まえて報告しております。また、平成 28 年度に政府が土地に関して講じた施策について記述しております。

「平成 29 年度土地に関する基本的施策」では、平成 29 年度に政府が土地に関して講じようとする基本的な施策について記述しております。

【資料】

資料1 平成 29 年版土地白書について

資料2 「平成 28 年度土地に関する動向」及び「平成 29 年度土地に関する基本的施策」(要旨)

資料3 「平成 28 年度土地に関する動向」及び「平成 29 年度土地に関する基本的施策」(本体)

<参考> 土地基本法（平成元年法律第 84 号）（抄）
(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

【問い合わせ先】

国土交通省政策統括官付
寺前・鈴木

TEL: 03-5253-8111 (内線 30635)

TEL: 03-5253-8292 (夜間直通)

FAX: 03-5253-1558